合併認証申請書類

※②から⑦までの書類は、合併する法人それぞれに必要です。

- ① 合併認証申請書
 - 宗教法人合併認証申請書
 - ・変更しようとする事項を示す書類(4通)(吸収合併で規則を変更する場合)
 - ・(新) 宗教法人規則(4通)(新設合併の場合)
- ② 合併につき、責任役員会の議決
 - ・ 責任役員会議事録の写し
 - ・責任役員であることの証明書
- ③ 合併しようとするときは、その他の機関(総代、総会等)の議決又は同意を 得なければならない旨の定めが規則にある場合
 - ・その他の機関の同意書の写し (総代の同意書等)
 - ・役員であることの証明書(総代であることの証明書等)
- ④ 合併しようとするときは、包括宗教団体の承認を得なければならない旨の定めが規則にある場合
 - ・包括宗教団体の承認書の写し
- ⑤ 法第34条第1項の規定による公告をしたことを証する書類

(公告文を掲示した日と取り外した日は公告日数に算入できないため注意すること。)

- 公告証明書
- ・公告文の写し
- ・写真(公告文の字句が判読できるもの及び掲示場所を判断できるもの 各1枚)
- ⑥ 法第34条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
 - ・財産目録(⑤の公告終了日の翌日から2週間以内に作成すること)
 - ・貸借対照表(法第6条の事業を行う場合のみ)
- ⑦ 法第34条第3項の規定による公告及び催告したことを証する書類
 - (⑤の公告終了日の翌日から2週間以内に公告、催告すること。なお、催告は知れたる債権者がある場合にのみ行うこと。)
 - ·公告証明書 · 催告証明書
 - ・公告文の写し ・催告文の写し
 - ・写真(公告文の字句が判読できるもの及び掲示場所を判断できるもの 各1枚)
- ⑧ 法第34条第4項の規定による手続を経たことを証する書類
 - ・証明書(該当する場合は個別に御相談ください。)
- ⑨ 合併契約書の写し
- ⑩ 付近の見取図
- ☆ 写し(「○○の写し」と記載された書類)を提出する場合は、余白部分に 代表役員名で原本証明をしてください。